平成２４年（フ）第１１号
山口県宇部市大字際波244番地58
債務者　中尾麻衣子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１６号
山口県宇部市大字船木760番地10
債務者　世良　博明
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第８５８号
神奈川県平塚市広川720番地の１　リオグランデⅠ―301
債務者　片倉加代子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
岡山県倉敷市庄新町７番６―13号
債務者　古閑　海香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
岡山県倉敷市西中新田429番地１　302号
債務者　宇野　町子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
岡山県笠岡市金浦988番地
債務者　笠原　浩史
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
静岡県浜松市東区龍光町441―１　リバーイースト101号室太田方、住民票上の住所静岡県浜松市東区笠井町366番地の５
債務者　伊藤　才治
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5279番地の１、前住所静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3481番地の15
債務者　内川　深雪
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
釧路市鳥取南８丁目４番16号　サニーコーポ203
債務者　河原木裕子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
東京都青梅市千ケ瀬町５―542中村方、住民票上の住所東京都青梅市長淵２丁目729番地の４
債務者　久保英里子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８５９号
大阪府豊中市島江町１丁目１番29号
債務者　上野千登勢
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９号
沖縄県沖縄市美里１丁目７番５号
債務者　豊田　光江
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３４０８号
横浜市緑区中山町694番地18
債務者　佐藤　正史
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２号
横浜市港北区樽町４丁目10番25号　ラフィーネ港北Ⅱ304
債務者　水沢　久子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４号
横浜市港北区小机町175番地５　109号
債務者　三好　亜紀（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３号
横浜市港北区大曽根３丁目８番７号　サンパレス横浜102号
債務者　佐久川友美（旧姓市成）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部